

特定非営利活動法人グレース工房定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この法人は、キリスト教精神に基づき、札幌市及び石狩管内及び周辺地域在住の知的障がい者を対象に活動の場を提供し、知的障がい者及び家族の生活支援等及び生活の質の向上に資する活動を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この法人は、特定非営利活動法人グレース工房と称する。

(事業)

第3条 この法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の別表1号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1)知的障がい者の自立支援のためのパン、クラフト等の製造・販売を行う工房運営事業
- (2)知的障がい者の社会参加に係る行事等の参加と交流事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1)物品の斡旋及び販売
- (2)役務の提供

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

(事務所)

第4条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した任意の団体又は法人及び個人
- (2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体又は法人及び個人

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納めなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき
- (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3)2年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退会)

第9条 この法人を退会しようとする会員は、理事会の議決を経て理事長が別に定める退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合において、当該会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この法人の定款に違反したとき
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上5名以内
 - (2)監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(役員を選任)

第13条 役員は、総会において正会員の中から選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

- 2 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、法第18条に定める職務を行う。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合において、当該役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えられなければならない。

- (1)心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第17条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員は、役員総数の3分の1以下の範囲内で総会の議決により報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(事務局)

第18条 この法人の事務処理をするため事務局を設ける。

- 2 事務局運営業務に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画及び収支予算、事業活動報告及び収支決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - (1)総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2)理事会として総会に付議する事項
 - (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認めるとき

(2)正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

(3)法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき

3 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めるとき

(2)理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

(3)監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

(招集)

第23条 会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合は、正会員又は理事(以下「構成員」という。)に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は、理事長があたる。

(定足数)

第25条 会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決等)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)会議の日時及び場所

(2)構成員の総数

(3)会議に出席した構成員の数及び理事会にあってはその氏名(書面による表決者及び表決の委任者を含む)

- (4)審議事項
 - (5)議事の経過及び議決の結果
 - (6)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)会費
- (2)寄付金品
- (3)事業に伴う収入
- (4)財産から生じる収入
- (5)その他の収入

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

(会計の原則)

第31条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

(会計の区分)

第32条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は毎事業年度、理事会の承認を経て理事長が作成し、総会に上程し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第34条 前条の規定にかかわらず、理事長は、理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第35条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 解散及び定款の変更

(解散及び残余財産の処分)

第37条 この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、解散することができる。

2 解散のときに存する残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、総会の議決を経て、選定された者に譲渡するものとする。

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第8章 雑則

(細則)

第40条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、第15条第1項の規定にかかわらず、その任期は、2010年3月31日までとする。

理事 市川雅郎 監事 篠田 歩

理事 鈴木裕文

理事 野村武美

3. この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2010年3月31日までとする。

附則

1. この定款の変更は、所轄庁の認証の日（2013年10月31日）から施行する。
2. この定款の変更は、総会決議の日（2017年6月25日）から施行する。